

29多健高第237号

平成29年7月13日

多摩市一般介護予防事業評価委員会傍聴人要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多摩市一般介護予防事業評価委員会設置要綱（平成29年多摩市告示第310号）第6条に規定する多摩市一般介護予防事業評価委員会の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 多摩市一般介護予防事業評価委員会の会議（以下「委員会」という。）を傍聴しようとする者は、自己の居住の市内、市外の別及び氏名を傍聴人カード（別記様式）に記入し、届けることを原則とする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認めるときは、委員会に諮ってこれを変更することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 異様な服装をしている者
- (3) 銃器、凶器その他危険のおそれのある物品又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (4) その他委員会を妨害するおそれのある者

(傍聴席の指定)

第5条 傍聴人は、係員が指定した傍聴席(以下「傍聴席」という。)に着席しなければならない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会に対し拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと
- (2) みだりに席をはなれ、又は不体裁な行為をしないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 帽子、外とう又は襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) はち巻、たすき類をする等、示威的行為をしないこと
- (6) 私語、談論、放歌、高笑をする等、騒ぎたてないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと

(撮影及び録音等の制限)

第7条 傍聴人は撮影又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(傍聴人の行為)

第8条 傍聴人は、傍聴席において次の行為をするときは、係員の指示を受けなければならない。

(1) 委員に文書、物品の類を差し出そうとするとき

(2) 委員に面会を求めようとするとき

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、公開しない委員会を開く議決があったとき、又は退場を命じられたときは速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反したときには、委員長は退場を命ずることができる。

附 則

1 この要領は、平成29年7月13日から施行する。

別記様式
(第2条関係)

多摩市一般介護予防事業評価委員会 傍聴人カード

年 月 日

お住まいの市内、市外の別をお知らせください。

該当に○	お住まいの地区
	多摩市内
	多摩市外

差し支えなければ、お名前をお知らせください

氏名 _____